

2005年7月15日

関係各位

財団法人 日本サッカー協会
審判委員会

ゴールキーパーの保持についての適用（通達）

先日、国際サッカー連盟より発行された「競技規則に関する質問と回答・2005年版」において、今年2月17日付で発信しました「競技規則の解釈と適用の確認－競技規則に関する質問と回答・2004年版より抜粋－」における「第12条 ファウルと不正行為：ゴールキーパーの保持」の適用について、再度変更がありました。それぞれの協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員などの関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

この適用の施行は、既に連絡しております「2005年競技規則の改正」と同様、日本協会そして各地域、都道府県協会が主催する試合について7月1日以降のしかるべき日から（遅くとも8月中に）施行することとします。なお、国民体育大会の地域予選（ミニ国体）は、新しい規則で行うものとします。

記

- ゴールキーパーがボールを弾ませている場合、相手競技者は危険なプレーの反則を犯していなければ、ボールがグラウンドに触れたときにボールをプレーしてもよいか？

2004年：プレーできる

2005年：プレーできない

- ゴールキーパーがボールを保持した後、手の上にボールを置いた。相手競技者が後ろからやってきてゴールキーパーの手の上のボールをヘディングした。これは、許されるか？

2004年：相手競技者は危険な方法でなければ、ヘディングでボールをプレーできる

2005年：プレーできない

解説
これらの2件の適用は、前回通達した内容と全く反対の考え方となった。FIFAによる朝令暮改の感は免れないが、これらのプレーは再度「危険な方法でプレーしている」として判断され、「プレーできない」ことになった。

以上

